

# 南島原市立野田小学校PTA会則

野田小学校PTA

## 第1条（名称）

本会は、南島原市立野田小学校PTAという。

## 第2条（目的）

本会は、保護者と教職員とが助け合って、児童の福祉を増進するとともに、会員相互の研修と親睦を図ることを目的とする。

## 第3条（組織）

本会は、野田小学校児童の保護者並びに教職員を会員とする。  
本会に、本部・学年部・文化部・生活部をおく。

## 第4条（役員）

本会に次の役員をおく。  
会長1名、副会長4名（男女各2名）、書記1名、会計1名、  
監査委員2名、PTA自治会長：各自治会（連合）1名（＝子ども会会長）、  
学級正・副部長各1名、顧問：校長、事務局：教頭

## 第5条（役員を選出）

- 1 会長・副会長は、3月の役員選考委員会（本部・生活部）で選出し、総会で承認を受ける。生活部（＝PTA自治会長）が欠席の時、同じ子ども会から代理が出る。
- 2 書記・会計・監査は、会長が委嘱する。
- 3 PTA自治会長は、自治会会員から選出する。（年度末に、次年度を選出）
- 4 学級正・副部長は、学級会員から選出する。（年度末に、次年度を選出）  
複式学級の場合は、2つの学年から1名ずつを選出し、毎年、正・副を交互の学年で担当する。この場合、上の学年が6年生になった年度で、6年生から部長が選出されるようにする。  
なお、2つの学年の児童数が17名（1・2年生の時は8名）に達した時は、複式学級が解消するので、通常の選出に戻す。（平成30年度より追記）

## 第6条（任務）

- 1 会長は会を代表し、総会及び役員会を開き会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 書記は、会議録や庶務一切を処理する。
- 4 会計は、会長の指示により予算の執行にあたる。
- 5 役員は、予算・決算その他目的達成のため企画審議する。
- 6 監査委員は、会計の監査を行う。
- 7 自治会長は、児童の校外における生活指導と教育環境の改善に努める。
- 8 学級正・副部長は、学級内の研修と親睦をはかる。

## 第7条（任期）

役員任期は、1か年とする。再任は妨げない。補欠者は、残任期間とする。

## 第8条（会議）

本会に次の議決機関をおく。

- 1 総会 2 役員会
- 1 総会に付議する案件は次のとおりとする。
  - ① 会長・副会長の選出・承認
  - ② 会務・決算の報告・承認
  - ③ 年間計画・予算の議決・承認
  - ④ 会則の変更
  - ⑤ その他必要と認められる事項
- 2 役員会は必要に応じ、会長が招集する。
- 3 本部、学年部、文化部、生活部は、必要に応じて部長が招集する。
- 4 総会は、正会員の現在数の過半数（委任状も含む）の出席で成立する。

## 第9条（会費）

- 1 本会の運営資金として、毎月1家族で350円を負担する。
- 2 転出・転入の場合は、月単位で納入・返金する。
- 3 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 付 則

- 1 本会則は平成26年4月18日から施行する。
- 2 従来则会則は改廃する。
- 3 他に内規を設ける。

- 改正 平成 9年4月18日
- 改正 平成10年4月17日
- 改正 平成12年4月14日
- 改正 平成14年4月19日
- 改正 平成15年4月17日
- 改正 平成26年4月18日
- 改正 平成30年4月20日

（第5条に、複式学級での学級部会役員の選出方法を追記）

## 内 規

### 1 本部

- ① 総会から委託された事項の執行にあたる。
- ② 各部に関する事項の連絡調整をはかる。
- ③ 事業などが円滑に執行されるようにする。
- ④ 総会后、新しく出た事項の執行にあたる。必要に応じ総会にはかる。
- ⑤ リサイクル活動の運営をする。

### 2 学年部

- ① 学級部会の企画・運営をする。
- ② ベルマークの回収と集計をする。
- ③ 学年対抗親睦球技大会の運営に協力する。
- ④ 学校給食の円滑な実践に協力する。
- ⑤ 運動会運営に協力する。

### 3 文化部

- ① P T A広報誌「しおさい」を発行し、会員の交流を深め、相互理解を図る。
- ② 会員の研修をはかる。
- ③ 運動会運営に協力する。

### 4 生活部

- ① 交通安全週間等で、地域での集団登校を指導し、子どもの安全を図る。
- ② 子ども会の運営と指導をする。
- ③ 校区内の危険箇所を点検し、子どもの安全な生活を確保する。
- ④ 運動会運営に協力する。

## 付 則

- 1 本内規は平成26年4月18日に改正されたP T A会則に連動して施行する。
- 2 従来の内規は改廃する。

- 改正 平成12年4月14日
- 改正 平成14年4月19日
- 改正 平成15年4月17日
- 改正 平成26年4月18日

## 旅費支給内規

- 1 町内での研修・諸会議の旅費について
  - ① 半日：500円、1日：1000円、夜：500円を支給する。交通費はない。
- 2 町外への研修・諸会議の旅費について
  - ① 半日：500円、1日：1000円、夜：500円を支給する。
  - ② 交通費は、市内一律500円、雲仙市小浜町まで500円を支給する。  
島原市及び雲仙市千々石町以北は、1000円を支給する。  
島原半島外の交通費は、教職員旅費計算の往復分を支給する。
- 3 宿泊を伴う県P・九P等について
  - ① 日当1000円、交通費、宿泊費を支給する。

### 付 則

- 1 本旅費支給内規は平成19年4月20日から施行する。
- 2 従来の旅費支給内規は改廃する。

○ 改正 平成19年4月20日

## 慶弔規定

- 1 職員転退職の場合
  - (1) 5,000円を贈る。
- 2 死亡の場合
  - (1) 職員死亡の場合 5,000円
  - (2) 会員(父母)死亡の場合 5,000円
    - 父母の場合  
校長、学級担任、PTA会長が会葬する。
    - 児童・職員の場合  
関係学級は、別途協議して集金したものを香典とする。  
学級児童と自治会代表が会葬する。
  - (3) 上記以外のことで、協議の上決定する。
- 3 会員の入院の場合
  - (1) 会員がPTA及び学校行事における事故等により2週間以上入院した場合は、**5,000円の見舞金を出す。**
  - (2) 上記以外のことで、協議の上決定することもある。

### 付 則

- 1 この規定は平成9年4月18日から施行する。
- 2 なお、従来の規定は改廃する。

○ 改正 平成 5年4月22日  
○ 改正 平成 9年4月18日  
○ 改正 平成31年4月20日